

藤 政 政 第 174 号 令和 6年 3月 26 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

河内地域協議会

議 長 鳥井 一雄 様

南河内地区協議会

議長畠山利次様

藤井寺市長 岡田 一樹 長 井井

「2024 (令和 6) 年度政策・制度予算」に対する要請について(回答)

春暖の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 標記のことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

要請内容

回答

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 雇用対策の充実・強化について

①地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させるためにも、まず対面での会議開催を基本とすること。そのうえで就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。

また、職を失った女性や、子育て・介護責任 を担う女性をサポートする職業能力訓練などを 含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭へ の支援事業のさらなる拡充など、総合的な施策 を強化させること。加えて、それらの施策が支 援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化 すること。

②障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。法定雇用率等が段階的に引き上げられることを見据え、大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一

(1)

就職困難層に対する就労支援事業につきましては、大阪府や各市町村、「地域労働ネットワーク」等の関係機関との連携を強化し、効果的な相談事業の実施を図ってまいります。また就労につながる資格取得講座を継続的に開催し、雇用の安定化に向けた取り組みを実施してまいります。

ひとり親家庭の支援については、母子父子 自立支援員を配置し、就労相談及び母子父子 自立支援プログラムの策定を行うとともに、 就職に有利な資格の取得を支援するために、 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及びひ とり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を 行っております。また、ハローワークや市母 子寡婦福祉会等と連携し、これらの制度の周 知・広報に努めております。

また、ひとり親家庭の生活の安定を図ると ともに、養育費の受取りを支援するため、令 和5年7月から養育費確保支援事業を開始し ました。

今後も、ひとり親家庭への支援を進めてま いります。

(2)

障がい者の就労支援をすすめていけるよう 今後とも大阪府、近隣自治体、ハローワーク 等労働関係機関等と連携し、フォーラムの開 催などを通じ障がい者雇用に関する普及啓発 に努めてまいります。

また、南河内北障害者就業・生活支援センターを連携拠点として、圏域市の障害担当課 や就労担当課、ハローワーク等関係機関との

貫した総合的な支援を強化すること。また、障がい者採用を希望する事業所に対し、マッチングの支援を行うこと。

さらに、障がい当事者の意思を尊重した合理 的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、 さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広 げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進 すること。 情報共有会議を行うと共に、障害者雇用フォーラムを開催し、企業担当者向けの講演と市民向けのパネル展を行うなど、障害者雇用の普及啓発を行いました。なお、障害のある方から相談を受けた際は、ハローワークや南河内北障害者就業・生活支援センターなどとも連携しながら支援しております。

また、障害福祉サービスとして、就労移行 支援から就労定着支援や、就労継続支援A型 及びB型の利用決定を行うなど、社会福祉法 人等が行う就労系サービスを通じて一般就労 へ繋がるための支援をしております。

今後とも障害者雇用の推進に向けた取り組み を行ってまいります。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025) に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、藤井寺市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、市民にも SDGs の目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

1

本市では、国や大阪府のプランを勘案し、 男女共同参画社会の実現を基本理念とする 「第4期男女共同参画のための藤井寺市行動 計画」を令和3年3月に策定し、市民への啓 発や相談事業をはじめとした様々な取組を進 めております。計画には、当計画の推進にあ たって庁内の横断的な体制と機能を充実、強 化を明記するとともに、あらゆる施策にジェ ンダー平等の視点が反映されるよう、基本的 な視点に「ジェンダー平等」を掲げています。 男女共同参画社会の実現に向けては、市民一 人ひとりの当事者意識の向上および固定観念 の解消が必要であることから、今後におきま しても、同計画および「おおさか男女共同参 画プラン」の趣旨の理解促進に向け、大阪府 と連携した取組を推進してまいります。

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推 進法の省令改正により、把握・公表が求められ

(2

本市においては、「第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」の一部を女性活躍推

るようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。 あわせて、事業主行動計画の策定が義務化されていない 100 人以下の企業に対しても、策定を働きかけること。

また、藤井寺市の特定事業主行動計画に則った 女性参画を進めることとともに、各役職段階に おける職員の給与の差異とその要因分析を職員 団体等とも協議して積極的に公表すること。

改正育児・介護休業法についても、その趣旨・ 内容を広く周知すること。また、職場での男性 の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取 り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、 誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に 取り組むこと。

③女性の人権尊重と被害への適切な対応

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう各方面に働きかけること。また、改正「DV 防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめること。特に、デートDV の加害者を出さないための加害防

進法に基づく市町村計画として位置づけております。計画では、「働く場での男女共同参画の推進」「ワーク・ライフ・バランスの推進」を重点項目として掲げ、市内事業所および市民に対して女性活躍やワーク・ライフ・バランスに関する啓発や制度の情報提供などを行っております。今後におきましても、同計画に基づきあらゆる分野における女性活躍の推進や、育児、介護等への男性の参加促進にむけた啓発を行ってまいります。

また、特定事業主行動計画に掲げる目標値を達成するために積極的に女性が活躍できる職場づくりに着手しています。特に男性育休の取得促進のため、配偶者が出産予定の場合は一人ひとりに各種休暇制度の説明を行うとともに、男性職員の育休体験談を公表することで、男性でも育休を取得しやすい職場風土をつくっています。その結果、令和4年度の男性職員育児休業取得率は77.8%となり、特定事業主行動計画に掲げる目標値30%を達成いたしました。

今後も、各関係機関と連携を図りながら、 労働者が性別によって差別されることなく雇 用における均等な機会と待遇の確保につい て、引き続き企業や市民への周知に努めてま いります。

(3)

本市においては、「第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」の一部をDV防止法に基づく市町村計画として位置づけております。計画では、「あらゆる暴力の根絶」を重点項目として掲げ、市民に対して啓発や制度の情報提供などを行っております。若年層への加害啓発としましては、市内の中学校・高校

止にむけた教育・教材の構築にとりくむこと。 さらに「性暴力救援センター・大阪 SACHICO (松 原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提 供できる、先進的なワンストップセンターの設 置を関係機関に働きかけること。

DV を含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施すること。

④多様な価値観を認め合う社会の構築を

LGBT 等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、藤井寺市においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮し LGBTQ をはじめ誰もが 使用しやすい府内施設(多目的トイレ等)の整 備に取り組むこと。

【*参考:制度実施11市町村(2023/5時点)… 大阪市、堺市、池田市(2022/11)、吹田市(2023/4)、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、松原市(2023/5)、大東市、交野市】 ヘデート DV 出前講座を実施しております。 また、医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を 関係機関に働きかけることにつきましては、 今後検討してまいります。

令和4年12月より庁舎内に「女性相談窓口」 を開設し、専任の女性相談員が相談対応でき る体制をとっております。今後もジェンダー に起因する様々な課題について、相談支援や 啓発活動を行ってまいります。

4

本市では「藤井寺市人権行政基本方針・推 進計画」を策定し、性的マイノリティに対す る偏見や差別の解消を取り組むべき人権問題 として掲げております。

また当事者が直面する様々な問題の解決に 向けて、関係機関・団体と連携して様々な取 り組みを推進することを明記しております。

市役所庁舎をはじめ市内公共施設に多目的トイレを設置しております。

今後におきましても、本計画に基づき、性 的マイノリティに対する正しい認識や理解を 深め、性の多様性を尊重するための啓発を推 進するとともに、先行自治体の事例や有識者 からの提言をふまえながら、有効な施策につ いて調査、検討を行ってまいります。

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラ

職場におけるハラスメント対策の重要性や 防止対策の必要性など、法の趣旨を踏まえ関

スメント対策が義務化された。就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアク セスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけ でなく、業界団体や地域組織など多様な場に相 談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。 係機関と連携を図りながら強化に努めます

(4)治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。特に中小企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

また、労働者自身が健康や医療に関する知識 や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの 機会を提供すること。 厚生労働省が示しております「事業所における治療と仕事の両立支援ガイドライン」の 取り組みについて、企業又は労働者に対して 関係機関と連携し、周知・啓発に努めます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①「中小企業振興基本条例」の制定促進について

藤井寺市の中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

*条例制定済み市(18 市): (*府 HP では 14 の記載)

八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸 和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、 (]

本市におきましては、藤井寺市中小企業振 興条例を制定しており、当条例の基本理念、 基本方針に基づき、必要な支援策を実施しな がら実効性の向上に努めてまいります。

東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四條畷 市、藤井寺市(R5/1)、羽曳野市(R2/4)、富田 林市、守口市

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員や OB などをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。

また、2019 年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援 について

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。

加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、 直接的な資金面での助成を行うこと。

④事業継続計画 (BCP) 策定率の向上にむけて

帝国データバンク大阪支社の2023年5月調査によると、大阪府のBCP 策定割合は、17.0%と全国水準(18.4%)よりも低く、企業規模別で

(2)

地元企業が独自技術や技能、自社商品力の PR、またビジネスチャンスを広げることが できる機会を持てるよう、ビジネスフェアや 展示会などに出展する際の費用に対する助成 制度など、地元ものづくり企業に対する支援 策の実施に併せ、関係機関とも連携しながら ものづくりに対する啓発を図ってまいりま す。

(3)

ものづくり技術の継承を図るためにも、技 能五輪への挑戦など市内企業におけるものづ くり技術に対する関心の醸成に努めます。

4

本市では、藤井寺市事業継続力強化支援計画を策定し、小規模事業者の事業継続力強化に取り組んでいるところであり、引き続き大

見ると、近畿では大企業と中小企業の差が 2 倍 以上となっている。各地で起こる自然災害や感 染症の拡大により、大阪府内企業での早急な BCP 策定が望まれる。

連携協定締結から 3 年が経過した近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP 策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。

阪府等の関係機関と連携しながら市内企業に おける事業継続力向上に努めてまいります。

(2)取引の適正化の実現に向けて(★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。各種支援策や宣言効果の周知と利用拡大により、「宣言」の実効性を高めること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

「働き方」も含めた取引の適正化や取引慣行の是正強化、「しわ寄せ」の防止など、引き続き関係機関と連携しながら、下請法等関係法令の強化を図るよう努めてまいります。

(3) 公契約条例の制定について

「責任あるサプライチェーン等における人権 尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契 約締結においては人権デュー・デリジェンスへ の配慮を確保すること。

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、 公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・ 労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄 与する公契約条例の制定を推進すること。併せ て、総合評価入札制度の導入に向けて取り組む こと。 公契約条例については、国の法整備や見直 し及び大阪府並びに府下市町村の動向を注視 しつつ検討してまいります。併せて、条例の 趣旨とされる公契約に従事する労働者の適正 な労働環境の確保、公契約の適正な履行の確 保に向けて取り組んでまいります。 なお、 地域の活性化については、官公需法に基づき 地域の中小企業者の受注機会を確保するため に必要な取り組みを実施しており、今後もよ りその取り組みを継続・推進していきたいと

*総合評価入札制度導入済 27 市町:

大阪市、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、 高槻市、茨木市、交野市、枚方市、門真市、寝 屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、 富田林市、河内長野市、河南町、堺市、高石市、 泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野 市、泉南市、阪南市 考えております。

また、総合評価入札制度については、本市では、これまで入札制度においての最低制限価格の導入、社会保険等未加入業者対策の実施、価格競争になじまない案件についてはプロポーザル方式による契約を実施するなど、公契約の適正化を推進してまいりました。制度導入につきましても大阪府並びに府下市町村の状況等も参考に、引き続き検討してまいりたいと考えております。

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を 図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的 労働基準(結社の自由・団体交渉権・強制労働 の禁止、児童労働の廃止、差別の排除)順守の 重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

地元企業における海外事業展開に際しての 労働基準順守の重要性等に関し、商工会をは じめ大阪府や関係機関等と連携しながら周知 に努めます。

また、本市では本市人権のまちづくり協会 と連携して、様々な人権に関する情報提供や、 差別撤廃に向けた学習機会の提供等を市内事 業所に対して行っております。

今後におきましては、人権デュー・デリジェンス (人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み) の必要性につきましても啓発に努めてまいります。

(5) 産官学等の連携による人材の確保・育成

関西域では「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」が始動している。仕組みを参照し、地域を支えるさまざまな産業の人材の確保・育成のため、産官学等が連携して取り組む枠組みを積極的につくること。

本市においては、少子高齢化や人口減少に 伴う人材不足が深刻になるなか、企業におけ る次世代を担う人材の確保・育成に向けて積 極的に取り組む事業者に対し藤井寺市事業者 支援補助金(人材派遣型)を実施しておりま す。

今後、産業の人材確保・育成については産 官学の連携も視野にいれた枠組みの構築につ いても検討に努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域包括ケアの推進について(★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる

本市では、高齢者がいきいきと活躍できる

よう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに 十分な介護サービスの提供体制を整備すること。

また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる 仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して 必要な支援を大阪府へ求めること。加えて、「大 阪府高齢者計画 2024 (仮称)」が策定される際に は、前年度までの「同計画 2021」で行った施策 の進捗状況を検証・総括や「高齢者の生活実態 と介護サービス等に関する意識調査結果等」を 踏まえ、より実効性を高めるよう大阪府へ求め ること。 まちづくりを進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、できるだけ続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めております。

その施策の一環といたしまして、地域の 医療・介護関係者と地域の課題を把握・共有 するとともに、高齢者の自立支援や介護予防 の推進に必要な施策について検討を行う地域 ケア会議につきまして、大阪府、大阪府のス ーパーバイザー及びアドバイザーの支援を得 ながら、取り組んでおります。引き続き、大 阪府に対して、必要な支援を求めてまいりま すとともに、大阪府の高齢者施策の進捗状況 について、注視してまいります。

(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善 に向け、好事例などの情報収集・分析・提供な ど、支援員の育成やスキルの維持・向上のため の研修を行うこと。

大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めること。

また、NPO 法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、 賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・ 入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住 支援を推進すること。 生活困窮者自立支援事業に携わる支援員に つきましては、国・府において、毎年研修会 が実施されており、必要な職員が参加をして おります。なお、研修会は基本的にオンライ ンでの研修会となっているため、出張旅費等 の予算は発生いたしません。

社会福祉協議会等とは以前より、必要に応じて、連携して相談者に対応しているところです。今後とも社会資源の活用に努めます。

住居につきましては、住居確保給付金事業 として、対象者に対しての家賃支援を実施し ております。今後とも居住支援を推進してま いります。

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

大阪府における各種がん(胃がん・大腸がん・ 肺がん・乳がん・子宮頸がん)の受診率は改善 傾向にあるが、依然として全国レベルでは低い 状況にある。そこで、早期発見のためにも、若 藤井寺市健康増進計画・食育推進計画の基本理念である「誰もが健康で、生涯にわたり心豊かに楽しくいきいきと過ごす」に基づき、各種健(検)康診査の啓発・勧奨や、がん検

年世代から毎年受診できるよう制度を改定し、 市民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を 図ること。

また、AYA 世代にがん検診の積極的な受診を 促すための取り組みを強化すること。加えて現 在進められている「第3期大阪府がん対策推進 計画」の進捗状況についての検証を行うこと。

さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業"おおさか 健活マイレージアスマイル"」等を市民により広 く周知すること。 診無料クーポン券(20歳の女性に子宮頸が ん検診、40歳の女性に乳がん検診)の送付 を継続して実施し、生活習慣病の改善に向け た定期的な健康チェックや、がん検診の受診 率の向上と早期発見に努めています。また新 規事業として、胃がん検診(内視鏡)の予算 を要求しております。

がん検診の対象年齢や受診間隔について は、国から示された指針に基づき実施し、今 後もがん対策の推進に向け取り組んでまいり ます。

また、市民の主体的な健康づくりの推進を 目的に「ふじいでら健康チャレンジ (健康マイレージ事業)」を実施するとともに、大阪府の事業の周知も行いながら予防医療促進に努めてまいります。

(4) 医療提供体制の整備に向けて (★)

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善と ワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、 緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関・大阪府と連携し構築すること。

加えて、新型コロナウイルス感染症対応を総

(1)

定期的に看護師との連絡会を開催し、研修 や業務の改善等を図っております。

新たな医療人材の確保に向け、大阪府等と連携をはかり、学生実習の受け入れ等行っています。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種への従事などをきっかけに復職した者が勤務できるよう情報提供を行っています。 今後も情報収集につとめ、必要に応じて関係 機関と連携をとってまいります。

括したうえで、引き続き感染症拡大に備え 地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に 求めること。

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。そして、医療分野での地域間格差解消に向けては、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を 拡充するために、実施している医療機関への助 成を行うこと。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。

(2)

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消する ため、出産や育児などで離職した女性医師の 復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実 施すること。特に、救急科や産科、小児科等 医師不足が懸念される診療科の医師の確保に 取り組むこと。そして、医療分野での地域間 格差解消に向けては、地域の医療ニーズや二 次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病 床機能の確保など地域の実態を検証し、効果 的な医療提供体制を構築するとともに、高度 な医療機器については共同利用に関する意向 書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共 同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」 を拡充するために、実施している医療機関へ の助成を行うこと。

また、新たな感染症の感染拡大時における 医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期 まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよ う、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介 護の連携」、をそれぞれ推進すること。

(5)介護サービスの提供体制の充実に向けて(★)

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、 処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研 修や介護士をめざす人材への介護資格取得のた めの奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を 拡大すること。さらには、サービス提供責任者 をはじめとする介護労働者に対する能力開発プ

1

介護職員処遇改善加算については、介護サービス事業者等に対し、年度ごとに処遇改善加算計画及び実績報告の提出を求めており、賃金改善所要額が処遇改善加算総額を上回っているか等の確認を行い、介護職員の労働条件の改善を図っているかを審査しておりま

ログラムの拡充や定期的な受講を義務付けると ともに、事業所による受講促進にかかる取り組 みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの 整備を支援すること。

加えて、前歴加算も含めた処遇改善加算が介護職員への賃金に確実に反映されるよう対策を講じること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、 利用者や事業主からのハラスメント防止に向け て、事業主に対する啓発・研修活動を強化する こと。

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則 して実効性ある機能が発揮できるよう取り組む こと。 労働者の介護離職防止のためにも、地 域包括支援センターの機能・役割の住民への周 知・広報を強化すること。

また、地域包括支援センターを拠点とし、 高齢者と子どもが積極的に交流できる施策の検 討を行うこと。

さらには、地域包括ケアシステムの中核機関として、最低 1 カ所は直営の地域包括支援センターを設置するよう働きかけること。

す。また、2019 年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保・定着につなげていくため、処遇改善加算に加え、介護職員等特定処遇改善加算が創設され、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとし、更なる処遇改善を行っています。なお、加算内容等は市ホームページにより周知を図っております。

また、キャリアアップの支援整備や研修の 受講費用の助成およびハラスメント防止に向 けて、事業主に対する啓発・研修活動などに ついても効果的な取り組みを検討してまいり ます。

(2)

地域包括支援センターでは職員の地域担当 制をとりながら地域連携の推進に取り組んで おり、今後も実効性ある機能が発揮できるよ う、地域のニーズ把握と細かな対応に努めて まいります。介護に携わる家族等への支援と しては、関係機関との連携や情報共有のほか、 家族のための居場所づくり等にも取り組んで おります。

地域包括支援センターの役割や機能については、チラシやパンフレット等を庁内だけでなく医療機関や歯科医療機関、薬局等に広く設置しており、今後も多くの方に理解されるようより一層の周知強化に努めてまいります。

本市では、地域包括支援センターが事務所 を構える福祉会館は、子どもに関わる団体等

にも多く利用され情報共有や連携をとりやす い構造となっていることから、その利点を活 かし、全世代的な支援が進むよう相談支援業 務に取り組んでまいります。

また、地域包括支援センターは社会福祉協議会への委託で1か所のみ設置しておりますが、日常生活圏域数や地域包括支援センターの必要数を今後見直す局面がありましたら、適切に検討してまいります。

(6)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

①待機児童、潜在的(隠れ)待機児童の減少に 向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。

また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。

さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟 姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を 向上させること。

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために 必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育 士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材確 保、そして労働条件と職場環境の改善を行うこ

(1)

待機児童の解消につきましては、これまでも、公立保育所の受け入れ枠の拡充、民間保育施設の新設や増築、定員の弾力化等に努めてきたところでございます。そして令和2年4月には、ふじみ緑地を活用した民間保育所が、定員150名で開園いたしました。これによりさらに受け入れ枠が拡大し、待機児童の解消に一定の目途が立ったものと考えておりましたが、令和5年度につきましては、11名の待機児童となっております。

令和6年度においては、待機児童の解消に向けて、新たに「民間保育施設設置・運営事業者選考委員会」を設置し、依然として高い保育ニーズに対応するため民間保育施設の公募を実施してまいりたいと考えています。 今後も入所希望者の意向や状況を適切に把握、必要な対応を実施してまいります。

(2)

保育士等の確保は重要な課題であり、公立 保育施設におきましては、会計年度任用職員 の処遇改善に取り組み、必要な人数の確保に 努めているところです。また、離職率を上げ

と。具体的には、職場での定着率を上げる(離職率を下げる)ために、正規・常勤での雇用、 給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士の確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舎借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処 遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。 ないためにも、働く環境をよくすることが必要であり、この観点から、ICTの導入等、環境の整備をすすめ、令和4年度に準備し、令和5年度より活用しております。保護者の登降園をシステムで管理する等、今後、保育士の業務負担の軽減に役立つものと考えております。

民間保育施設における保育士等の処遇改善につきましては、施設型給付費等に係る処遇改善等加算において民間保育施設が実施する賃金改善やキャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うことで、職場環境の改善に繋げております。

また、民間保育施設における保育士等の確保につきましても、国の補助制度である保育対策総合支援事業費補助金のメニューのうち、保育士宿舎借り上げ支援事業及び保育補助者雇上強化事業を活用して補助を行なっております。

放課後児童会支援員・指導員につきましては、外部研修への派遣や市主催研修を実施し 資質向上を図っております。

また、社会教育指導員による巡回訪問を実施し、学校との連携及び情報共有や、指導員からの児童・保護者への対応などの相談に応じるなど、現場をサポートする体制を構築しております。

今後も働きやすい環境整備に努めてまいり ます。

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児 保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様 なサービスの拡充のための財政支援を行うこ と。また、病児・病後児保育を利用しようとす

(3)

保護者の多様なニーズに対応できるよう、 時間外保育(延長保育)、一時預かり(一般型 及び幼稚園型)の継続的な実施を図ってまい ります。

る保護者がネットによる空き状況の確認や予約 が可能なシステムの拡充を推進していくこと。 そして、保護者の意向や状況を把握し、多様な 保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保 育士、看護師の確保の支援を行うこと。

さらに、小 1 の壁を越えて継続就労ができる よう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預 かり施設への支援を行うこと。

④企業主導型保育施設の適切な運営支援につい て

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、藤井寺市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」

また、病後児保育事業については利用登録を就学まで有効としたり、利用料金を 1 日 2,000 円から 1,000 円に変更するなど利用の便の拡充を図っております。

放課後児童会につきましては、夏季休業日等の学校休業日における朝の開始時間を令和6年度から30分早め午前8時から開設することになりました。子育てと就労の両立を支援するため、今後も開設時間の延長について検討してまいります。

4

企業主導型保育施設については、公益財団 法人児童育成協会が実施機関として運営費等 の助成を行っています。このため、指導・監 査等についても実施機関が行いますが、認可 外保育施設として市に届出がされているた め、認可外保育施設としての指導・監査につ いては、市が定期的に実施しています。

(5)

令和5年3月に策定した「藤井寺市子どもの未来応援プラン〜子どもの貧困対策推進計画〜」に基づき、行政手続きに関する支援や必要とされているご家庭に確実に伝わるような情報発信など、庁内各課で連携し、子どもの貧困対策を推進してまいります。

また、こども食堂に対しましては、情報提供、情報発信に関する協力などを行っている ほか、様々な困りごとを気軽に相談していた

は、食の提供だけに留まらず、学習をする場などを兼ねる「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、物価高が高止まりする現状も踏まえ、「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど、支援を強化すること。

さらに、府域での食堂数は年々増加しているものの、市町村ごとの設置状況・広報状況に差が大きいことから、「住む場所による差」がでないよう特に設置の少ない市町村に対しての実施支援・働きかけを強めること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

⑥子どもの虐待防止対策について

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など、児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求める事

また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の 啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防 止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進 し、新たな未然防止策を講じること。

あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、 大阪府・国に強く求めること。

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する 調査結果」「ヤングケアラー支援に向けた実態調 査(介護支援専門員、相談支援専門員等)」や各 市町村の調査結果を踏まえ、実態と課題の把握 だける関係性の構築に努めてまいりました。

特に今年度におきましては、新たなこども 食堂も増えたこと等から、市社会福祉協議会 とも協力し、市内のこども食堂をつなぐ取組 の実施や市民等への周知・広報にも力を入れ て取り組んでおります。

なお、市社会福祉協議会のサポートのもと、 子ども・子育て分野で活動されている団体間 のネットワークとして「ふじいでら子ども子 育て連絡会」が構築されておりますので、引 き続き、各団体等との連携をより一層強め、 継続的な活動のサポートに努めてまいりま す。

6

オレンジリボン運動については、毎年 11 月の児童虐待防止推進月間に合わせ、広報やパネル展示による周知活動を行っているとともに、体罰や面前 DV といった新たに問題となっているテーマについてより多くの方に知ってもらえるよう、パープルリボン運動と協力するなど、工夫を行っております。今後も引き続き、関心を持ってもらえるような周知方法を検討していきます。

児童虐待の早期発見については、関係機関を対象とした研修を行うなど学校等児童が所属する施設や関係機関との連携を一層強化し、育児相談や支援を基本とした早期発見に努めています。

(7)

保護者が障害のある方などの場合には、民 生委員児童委員や、社会福祉協議会に配置し ているコミュニティソーシャルワーカー等に より、市へご家庭の情報が入ることがありま

により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子 どもたちが教育の機会を奪われることのないよ う、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

ヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合が多いことからも、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

す。その際には、保護者やご家族等から話しをお聞きし、障害福祉サービスの利用や見直し等を行うことにより、障害のある方の日常生活を支援することで、児童及びご家庭の負担の軽減を図っています。

介護事業所を通じて情報が入った場合には、関係課・関係機関と連携しながら対象者の支援につながるようにいたします。職員のヤングケアラー問題に対する認知度や理解を深めるためにも研修や説明会等の機会があれば、積極的な参加を促し、研鑽に努めていきます。

学校現場においては、学校の教職員は、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことからヤングケアラーを発見しやすい立場にあると言えます。ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組において示された課題に対応するため、府作成の資料「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」や「ヤングケアラー関連の参考資料等」を活用して、教職員への周知を十分に図るよう取り組んでおります。

また、生活アンケートや教育相談を実施し、 子どもたちの状況を把握し、スクールカウン セラーやスクールソーシャルワーカー等の専 門家を含めたチームによる生徒指導体制を整 え、必要に応じて福祉部局等の関係機関との 連携ができるようにしております。

なお、ヤングケアラーに関する相談窓口や 支援体制につきましては、ヤングケアラーと される子どもの背景等を踏まえ、福祉・介護・ 教育など分野横断的に連携を図りながら支援 に取り組んでいくこととしております。

本年度におきましては、まずはヤングケア ラーの実態や現状について知ることで、支援 に関わる方や市民が共通認識をもつととも

に、ヤングケアラーに対する理解を深め、今 後のより良い支援について考える機会とする ため、市内で福祉・介護・医療・教育等に携 わる方々を対象とした研修会を実施しまし た。

今後も引き続き、支援体制等の充実・強化 を図ってまいります。

(7) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

コロナ禍で自死者が増加しており、相談者に 対応する相談員の増員や研修制度の充実、さら には SNS による相談体制を充実するなど、相談 体制を強化すること。あわせて、相談員がメン タル不調に陥らないよう、対策を十分に講じる こと。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

市独自の施策として、地域の実情を理解した専門性のある相談員による電話相談窓口を設置し、自殺のハイリスク者の早期発見・早期支援に努めております。

また、自殺予防週間及び自殺対策強化月間に、市民一人ひとりが命の大切さについて理解し、自殺を身近な問題としてとらえて、自分を含めた周囲の人々のこころの不調やSOSサインに気づいて適切に対処できるよう、電話相談窓口やSNSによる相談窓口などの相談先情報等の周知を行っております。

今後も引き続き自殺予防に向けた取り組み を行ってまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

教育の質を高め、子どもの豊かな学びを保障するため、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保に努めること。教職員の長時間労働を是正するためには、客観的な勤務時間管理をおこない、「時間外在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守するよう、有効な対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速 やかな確保に努めるとともに、精神疾患等によ る病気休職者をなくすための労働安全衛生体 制を確立すること。

深刻化する子どもの貧困、虐待、不登校、自 死等への対策として、スクールカウンセラー 本市においては、客観的な勤務時間管理を 行うためにタイムレコーダーを活用し、教員 一人ひとりの勤務時間に対する意識の向上や 自己管理を促し、令和4年度よりストレスチ ェックを年間2回実施し、産業医の面談も含 めて対応しております。

SCとSSWの配置につきましては、SCを各中学校に配置し、各中学校区内の小学校へ巡回相談をしています。その他に2名のSCを2校の小学校に配置しております。また、SSWは2名雇用し、中学校を中心に配置し、校区の小学校にも緊急対応できる体制を構築しております。

(SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置拡充を行うこと。また、SC、SSW の十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

さらに、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

さらに、国の日本語指導加配を活用し、市で2名の教員を配置しており、日本語指導が必要な子どもに対して、それぞれの状況に応じた指導を行っています。また、子どもや保護者に対して、必要に応じてルビや、やさしい日本語を使用したり、母国語で翻訳したものを活用し、適切に情報提供しています。

(2) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について

子どもたちのプライバシーを守る観点から、 各学校において更衣室や多目的トイレなどの 設置・増設を進めること。 更衣室につきましては、小学校の1・2年 生では7校中6校は同室での更衣を行っております。3年生以上は中学校まで含めまして 男女別室での更衣を行っております。

多目的トイレの設置につきましては、10 校中1か所の学校は2校、2カ所の学校は5 校、3カ所の学校は3校となっております。 今後のトイレ改修の際に増設の検討してまい ります。

(3) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、中小零細や地場を含めた地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに藤井寺市独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働 者に対する返済猶予措置を講ずること。 給付型奨学金制度の対象者や給付型奨学金制度の拡充については、これまでも教育長協議会等を通じて要請してきており、今後も継続していきたいと考えています。

市独自の奨学金制度の検討については、教育の機会均等を図る観点から、全国一律の制度であるべきであり、まずは国が制度を整備すべきものと考えているため、現時点では、取り組む予定はありませんが、今後も、国や府、また他市町村の動向を注視してまいります。

(4) 労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに 関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教 中学校学習指導要領には、社会科の公民的 分野の学習で「社会生活における職業の意義

育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察し、表現すること」と示されており、「仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れること」となっております。

(5) 幅広い消費者教育の展開について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識 や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層 の消費者被害の拡大が強く懸念されている。

とりわけ、スマートフォン・タブレット等の 普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額 課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、 小・中学生も対象に含めた学生への消費者教育 は急務となっている。そこで、教育現場への啓 発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費 者教育を学ぶことができる教材を作成するなど の対策を講じること。 本市では毎月広報紙に、消費生活に関する 身近な情報や消費者トラブルの事例、アドバイスをわかりやすく記載し、市民の安全、安心な消費生活に向けて情報提供を行っております。また、市公式 LINE を活用し懸念される消費者トラブルについての情報発信や出前講座等により、よく起こっている消費者被害の周知、啓発を行っております。引き続き、市民の皆様への注意喚起を通じまして、消費者被害の未然防止に努めてまいります。

小中学校においては、社会科、技術・家庭 科、家庭科等において、消費者教育の教育内 容の充実を図っています。例えば、小学校の 家庭科では、「物や金銭の大切・計画的な使い 方」、中学校の社会では、「消費者の保護」、中 学校の技術・家庭科では「消費者の基本的な 権利と責任、販売方法の特徴、適切な選択・ 購入・活用」などを扱っています。教科や総 合的な学習の時間等における教育活動を通し て、消費者教育を実践することにより、自立 した消費者を目指しています。

また、5月の消費者月間に合わせて、消費者教育教材活用推進事業を通知しています。 今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、消費者教育に努めてまいります。

(6)人権侵害等(差別的言動の解消)に関する取り組み強化について

大阪府へイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット

本市では「藤井寺市人権行政基本方針・推 進計画」を策定し、ヘイトスピーチ(不当な 差別的言動)の解消を取り組むべき人権問題 として明記しております。

上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、 差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動 も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2023年3月に公表された「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ」を踏まえ、インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

またインターネット上の人権問題において も取り組むべき問題として明記し、インター ネットモニタリング事業による差別事象の実 態把握のほか、市としてインターネット上の 人権侵害は許さないことをホームページや広 報紙において啓発しております。

今後におきましても、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ」を踏まえ、大阪府が開設した大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」の広報・周知を行うなど大阪府や警察、国などと連携しながら、人権侵害の解消に向けた施策の推進に努めてまいります。

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン 申請などの利便性を高めることで、行政事務手 続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上な どに取り組み、情報漏洩や誤作動が起こらない よう、デジタルセーフティーネットの構築をめ ざすこと。

また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

オンライン申請システムである「藤井寺市 オンライン窓口」を令和4年1月より開始し てから、多くの手続きがオンライン化してお ります。また、同年4月にはクレジットカー ド決済機能も導入し、住民票などの各種証明 書交付申請についても、申請から支払い、証 明書受理までを自宅で完結できます。令和6 年度についても、引き続き手続きのオンラン 化を推進して、市民の利便性向上だけでなく 市職員の業務効率化も図っております。

令和4年1月よりリニューアルを行った藤井 寺市 LINE 公式アカウントについて、HP やオ ンライン窓口へのアクセス向上だけでなく、 ごみ分別のチャットボットや道路破損等の通 報機能など、市民が活用できる機能も充実さ せており、トップメニュであるリッチメニューについても、子育てや防災、かんたんメニューなど利用者の年齢層やライフスタイルに 合わせて随時切り替えできるようにしており ます。令和6年度については、LINEでの施設 予約機能や OR コードによる避難所へのチェ

ックインといった機能拡張を行う予定であ り、引き続き市民の利便性向上を図るために 改善に努めます。

また、デジタルデバイト対策の一環として、 令和5年度に行った当市LINE公式アカウント を活用した、ネットトラブル回避等の啓発活 動についても引き続き行っていく予定です。

(8) マイナンバー制度の定着に向けたマイナンバーカードの普及について

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し適切な取扱いを行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。

また、デジタル行政の推進や、行政の迅速な 支援による市民生活の利便性向上を図るべく、 「マイナンバーカード」の普及促進を前提とし て、プライバシー保護のための安全性の周知や 個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を 高める取り組みを行うこと。

加えて、「マイナンバーカード」への保険証 一体化等については、カードの取得が強制化さ れないよう従前の保険証についても継続して 対応するよう、国に要請すること。 住民ニーズや国の動向を注視し、個人情報 の取り扱いの対策を講じながら適宜マイナン バーを利用したサービス向上を図っていま す。

税務行政体制の効率化について、本市では、 市・府民税証明書のコンビニ交付及びオンラ イン申請を開始し、市役所の閉庁時でも証明 書の取得及び申請ができるようになったた め、市民の利便性が向上したものと考えてい ます。また、コンビニ交付及びオンライン申 請どちらの取得方法にもマイナンバーカード を必要としますので、普及促進にもつながる ものと考えます。今後も、情報の安全性を十 分に考慮しながら、税務事務の効率化と市民 サービスの向上に努めてまいります。

個人情報及び特定個人情報の保護(管理) 体制については、個人情報取扱要綱、特定 個人情報取扱要綱、特定個人情報等の安全 管理に関する基本方針等の規程を整備し、 運用しているところです。本市においては、 引き続き、当該規程を適正に運用し、個人 情報及び特定個人情報の漏えい防止措置 等、必要な保護措置を講じていきます。

「マイナンバーカード」への保険証一体化等について、国におきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、令和6年12月2以降、現行の健康保険証を廃止

することとしております。一方でマイナンバーカードを取得していない方や健康保険証利用登録を行っていない方もおられます。このような方については、資格確認書の発行を確実に行うことで、必要な医療を受けていただき、被保険者に不利益が生じないよう取り組む予定でございます。また、被保険者が医療機関の受診に際し不利益が生じないように対策がなされるよう、国に対して市長会を通じて要望を行っております。

(9) 府民の政治参加への意識向上にむけて

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置の拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の 削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大 の観点から、投票方法を自書式から記号式投票 に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育 委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や 選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育 を実施すること。 駅前にある商業施設への共通投票所の導入は 技術的・物理的には可能であるものの、導入 には多額の支出が発生します。また、あくま で商業施設であり、将来にわたって選挙時に 投票所として利用できるか確実ではありませ ん。そのため、費用とリスクに見合う効果が あるか、従来の投票所との兼ね合いも含めて、 慎重に検討している段階です。

令和5年の統一地方選挙から市民利用の多 い藤井寺市立市民総合体育館に期日前投票所 を増設しました。大阪府知事選挙、藤井寺市 議会議員・藤井寺市長選挙の両方の選挙にお いて、4年前と比較すると期日前投票の利用 者数は増加しています。

期日前投票の時間設定については、期日前 投票所の開始直後および閉鎖直前の1時間に おける投票に来られた方の割合は、他の時間 帯に比べて小さいことから、開始時刻の繰り 上げおよび閉鎖時刻の繰り下げによる投票率 の増加はそれほど見込まれないことや、時間 延長による人件費や従事者確保への影響など も考慮し、現状では期日前投票の時間を拡大 する予定はありません。

移動期日前投票所は、一般的な期日前投票 所よりも導入には多額の支出が発生します。

藤井寺市は面積が約9km2と他市と比べても極めて狭く、移動期日前投票所の恩恵は他の市と比較しても薄いため、費用対効果を比較し、移動期日前投票所ではなく、市民利用の多い市の中心地域にある施設に期日前投票所を増設しました。現状では移動式期日前投票所を設置する予定はありません。

立候補者は公示日(告示日)の午後5時に 決定し、その翌日から期日前投票が始まるこ とから、期日前投票及び不在者投票に記号式 の投票用紙を用いることは時間的に難しく、 期日前投票及び不在者投票は自書式の投票用 紙によって行わざるを得ません。仮に投票日 のみ記号式の投票用紙によって行うとした場 合は、2 種類の投票用紙を選別する必要が生 じるため、事務の簡素化・効率化には繋がら ないと考えます。また、記号式の投票方法に よって疑問票の削減ができたとしても、自書 式に比べて有効票を厳格に判定することか ら、無効票の増加が懸念されます。立候補者 の多い選挙では、候補者名が小さく記載され、 選挙人が投票用紙の中から投票先を探すこと に時間がかかり、投票所が混雑する原因とな る恐れもあります。

若者の政治参加を促進するため、藤井寺市では学校からの要請に応じて、選挙管理委員会事務局の職員による出前授業や、模擬投票を行うための実際に使用している投票箱や記載台等の選挙備品の貸出を行っております。また、市内の高校に通学する新18歳の高校三年生に向けて、選挙啓発パンフレットを毎年配布しています。他にも選挙啓発ポスターコンクールに市内の小中学校から作品を提出してもらっており、賞に輝いた作品については駅前にある商業施設で展示を行っております。

5. 環境・食料・消費者施策

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて(★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキング チーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削 減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか 食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パ ートナーシップ事業者」を拡大していくため、 外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極 的な働きかけを行うこと。

また、市民に対しては、「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」について、アフターコロナでの外食増加を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備も進め、藤井寺市の取り組み内容を示すこと。

また、枚方市・摂南大学での産学の取り組みのような、破棄される農作物・特産品(すもも)の有効活用策も検討すること。

市民に対して、「3きり運動(使いきり・食べきり・水きり)」や「3010運動」の実践を市広報誌やホームページ、SNS等により啓発しています。

需要を超えた過剰生産後、売れ残ったものは 安全性を重視して大量廃棄するというような 経済優先のサイクルでは、温暖化も食品ロス も解決しませんし、持続可能な社会が成立し ません。ごみの減量化と資源化のための環境 適合型社会が、一人ひとりの暮らしに根付く まで、行政が主導しながら取り組み、啓発を 続けてまいります。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題(運営費・人手・設備等)を解決するための相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

また、「フードバンクガイドライン」の策定に よって支援のあり方が効果的になっているか検 証を行うこと。 まずは、市内のフードバンク活動団体の把 握等を行い、本市における関係機関とともに 活動団体への支援について検討してまいりま す。

(3) 消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進す

本市では消費生活センターを週 5 日開設し、市民からの相談受付や情報提供、消費者被害の注意喚起等を行っています。今後も、引き続き広報紙での事例紹介や啓発講座等を行うなど、関係機関とも連携を図りながら効

ること。具体的な取り組みとしては、藤井寺市 独自の判断基準(対応状況や対応時間の目安、 対応体制の確立)の策定を行うとともに、消費 者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費 者教育を行うこと。

果的な消費者教育を実施してまいります。

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと

この間、SNSやアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

本市におきましては、市ホームページや SNS 等を通じて随時、特殊詐欺に関する注意 喚起を実施しております。これらの注意喚起 に加え、青色防犯パトロール車による市内巡 回での注意喚起も実施するなど、様々な媒体、 機会を通じて特殊詐欺への注意喚起に努めて いるところです。

また、ホームページなど各種 SNS を活用した広報に加えて、引き続きチラシやポスターでの周知を行ってまいります。

(5)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、 大阪府と連携した取り組みを進めること。

とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されてい

本市では令和5年6月にふじいでらゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた機運醸成を行っています。

また、2018 年度に策定した藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画~ECO2(えこつー)プランふじいでら~(事務事業編)では、2013年度を基準として、2030年度に温室効果ガス排出量40%削減という目標を掲げており、その達成に向けた取組みも行っています。本計画は、令和6年度末までに、国の動向にあわせた中間見直しも行う予定です。同時に、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定準備も進めており、市民や事業者も巻き込み、

る14分野を中心に、産業界との情報交換・意見 交換を強化し、地元の事業所における取り組み の推進状況、今後の推進計画などに関して広く 共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地 方自治体として必要な支援を強化していくこ と。 省エネ行動を促せるよう、また、太陽光や風力等の再生可能エネルギー利用の必要性を理解してもらえるよう啓発してまいります。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野については、本市では何が最適な方策なのかを検討し、大阪府と連携を図りながら取組んでまいります。

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、 条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する 各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・ 大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築する こと。 再生可能エネルギーの導入促進について、 太陽光や風力等の再生可能エネルギーの利用 が普及するよう、多くの市民や事業者に啓発 活動を行ってまいります。

再生可能エネルギー導入や、そのための技 術開発、スマートグリッドの構築についても、 大阪府と連携して支援を行ってまいります。

6. 社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策

(1) 交通パリアフリーの整備促進について

公共交通機関(鉄道駅・空港等)のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

本市は、「藤井寺市鉄道駅舎エレベーター等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、鉄道事業者の協議を行い、該当事業に対し事業費の1/3を補助金として交付する制度を設けており、現在、藤井寺市内3駅において鉄道事業者との協議、本制度による補助金交付を通じてエレベーターの設置が完了しています。

また、平成28年度において視覚障がい者をはじめとする鉄道利用者への転落防止対策として「内方線付き点状ブロック」の藤井寺駅への設置事業に対し、補助金を交付しております。

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用

本市は、「藤井寺市鉄道駅舎エレベーター等 設備整備費補助金交付要綱」に基づき、鉄道 事業者の協議を行い、該当事業に対し事業費

に対する助成や、令和 6 年度まで固定資産税を 軽減する特例措置についてのさらなる延長等、 税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置 後の補修について助成を行うこと。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、 民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。 01/3を補助金として交付する制度を設けております。

現在、ホームドアや可動式ホーム柵について鉄道事業者から協議を受けてはおりませんが、今後そういった申出があれば、鉄道事業者との協議を行ってまいります。

(3) 自転車等の交通マナーの向上について

自転車による宅配業者も増え、毎年一定数の 事故が発生している。

原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車 や新たなモビリティ(電動キックボード等)の 運転者マナーの問題も指摘されているため、事 故防止のための自転車専用レーンの整備を行う とともに、自転車・電動キックボード等の運転 者への取締りの強化、購入時の講習実施など、 法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図るこ と。

また、2023 年 4 月以降、自転車運転の際には ヘルメットの着用が努力義務化されたことか ら、普及促進のためヘルメット購入費用の補助 制度を新たに検討すること。 本市では、交通事故のない安全・安心なま ちづくりを目指すため、藤井寺市交通委員会 や羽曳野警察、羽曳野・藤井寺交通安全協会、 羽曳野・藤井寺市駐車問題協議会等と連携し ながら、駅前や商店街等で交通事故防止等の 啓発活動を実施しています。

また、自転車に関する交通マナーの改善を図る為、危険箇所の改善に向けた看板やカーブミラー等の設置といった注意喚起対策を実施し事故防止を図っており、毎年5月の「自転車マナーアップ強化月間」に合わせて、自転車マナーアップの啓発ポスターを市役所本庁に掲示し、自転車の運転マナーに関する啓発を図っております。

ヘルメット購入に対する補助制度は、現在 ありませんが、自転車事故での被害軽減のた め、ヘルメット着用を啓発するリーフレット の配布や実物のヘルメットの展示、市ホーム ページ及び広報誌へ掲載するなどヘルメット 着用の必要性を呼びかけております。

(4)子どもの安心・安全の確保について

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズ・ゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求

保育所等における未就学児の園外活動について、市内一斉点検を実施し、その点検結果に基づき、路面標示や交差点部のカラー舗装等、転落防止柵の整備等といった交通安全対策を順次行っているところです。

められていることから、危険箇所から優先して 未設置の所は早期の設置を行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、 信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっ ている箇所も散見されることから、必要なメン テナンスも行うこと。

また、運転手にも広く周知するため、免許更 新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン 等を実施すること。

(現在、キッズ・ゾーンについては東大阪市・ 堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市で設定 が進められている。) 横断歩道や停止線、「とまれ」標示等の規制 標示については、大阪府警が維持補修等を行っており、補修が必要な箇所について羽曳野 警察署へ要望書の提出等を行っています。

また、毎年度の春と秋に行っている各小学校区の通学路点検の結果に基づき道路管理者が設置する路側線や「注意」等の各種路面標示の補修等を随時行っております。道路管理者が大阪府の場合は、府担当部署へ要望しています。

市民の方々が道路を通行された際に、損壊 箇所や老朽化が進行している箇所等について LINE公式アカウントから通報して頂ける サービスを令和2年度から開始しており、今 後もこうしたサービスを含めて多くの方々の ご協力を頂きながら、早急な修繕に勤めてま いります。

今後も継続的に点検を行い、各関係機関と 連携しながら安全対策を図ってまいります。

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。

また「おおさか防災ネット」等の市民へ直接 情報発信可能なツールの登録を促進し、藤井寺 市域内の運用状況(登録)について推移を示す こと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、避難所の環境整備についてもはかる こと。感染対策も踏まえ災害発生時に機能する 本市におきましては、広報紙・ホームページ・SNS などによるほか、防災出前講座など様々な媒体や機会を通じて、市民の自助・共助意識の高揚を図るための周知・啓発活動に努めているところです。市民の方々が積極的に災害への備えに取り組めるよう、引き続き、周知・啓発に努めてまいります。

また、「おおさか防災ネット」につきましては、以前より市ガイドブックに掲載するなど促進に努めております。

避難所では発電機や屋内用テント・簡易ベッドの備蓄等、避難所の環境整備に努めております。併せて災害時には市と連携をとりながら医療救護活動を行えるよう、以前から藤井寺市医師会等と協定を締結し、医療体制の確保に努めております。

医療体制を整備・強化すること。

また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発 災時を想定した避難行動、地域住民や事業者と も連携した具体的な訓練等を行うこと。

地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。

*養成研修実施機関(関西では滋賀・奈良・ 和歌山・兵庫。府内では箕面市のみ) また、避難行動要支援者名簿につきましては、藤井寺市避難行動要支援者支援計画に基づき、年2回の頻度で更新を行っております。 今後、災害発生時に迅速な対応が行えるよう、地域住民や事業者とも連携した訓練の実施など、より効果的な支援について検討してまいります。

地域における防災の担い手となっていただく「防災士」の資格取得については、引き続き調査してまいります。

(6) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、 地震発生時においては、初期初動体制が極めて 重要である。各自治体においては、有期・短時 間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めてい ることから、緊急時に十分な対応ができるよう 人員体制を確保すること。

また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災 害ボランティアセンターなどとの連携など、い つ発生するともわからない災害への対策を強化 すること。 地震発生時における初動対応の重要性については十分認識しており、初動期の対応においては、交通機関の影響を受けにくい近隣在住の職員を中心に対応するよう、現有の人員の中で十分な力を発揮できるような体制の確保に努めております。

なお、大阪府におきましても、府内で震度 5 弱以上を観測した場合、大阪府職員が最寄 りの市町村庁舎に出勤し、市町村職員ととも に初動対応を行う「緊急防災推進員」と呼ば れる要員を予め指名しており、定期的な顔合 わせや訓練を実施しております。引き続き、 大阪府や近隣市町村など自治体間の連携強化 に努めるとともに、企業・市民への防災意識 啓発など災害対策を強化してまいります。

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

①災害危険箇所の見直しについて

予測不可能な風水害が頻発し、予想以上の被 害が発生している。

災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等 への対策が非常に重要であることから、すでに

(1)

市民の安全を図るため、風水害の防止対策 として、市内の老朽化した水路等の改修や修 繕および清掃等を行ってまいります。

また、大和川につきましては、本市を含む

整備済みであっても、危険度が高いとみられる 地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策 を講じること。また、災害がより発生しやすい 箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点 的に行うこと。

流域5市で構成する大和川下流改修促進期成 同盟会から国土交通省に対し、一層の治水事 業の促進を図るよう引き続き要望活動を行っ てまいります。

②防災意識向上について

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

また、大規模自然災害発生時においては、安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みの整備と情報提供により、市民が適正な行動をとれるよう制度の周知・理解促進を図ること。

2

災害に関する情報につきましては、令和4年には新たな知見を基に定期的に防災ガイドブックを見直すなど、住民生活に影響のある情報の更新に努めるとともに、引き続き広報や市ホームページなどを活用し周知・啓発するとともに、地区の自主防災活動を通じ防災意識の醸成に努めてまいります。

災害発生時、市民や事業者が適切な避難行動などを行えるよう、引き続き広報紙・ホームページ・SNSなどの活用のほか、防災出前講座など様々な機会を通じて、周知・啓発に努めてまいります。

(8) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や、生活関連インフラ設備の被災は、用地外からの土砂・倒木流入や河 岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多 く、復旧を事業者任せにすることなく、治山・ 治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、 国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関 係機関に働きかけること。また、線路や生活関 連インフラ設備の早期復旧にむけてより密接に 事業者や地権者といった関係主体との連携を積 極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

本市では、土砂災害警戒区域などの土砂災 害防止法の指定区域はありませんが、藤井寺 市地域防災計画において、自然災害時の交通 の維持復旧について、各施設管理者の役割を 定めています。

また、本市の踏切道は改正踏切道改良促進 法に基づき指定された「災害時の管理の方法 を定めるべき踏切道」には該当していません が、災害が発生した場合には、鉄道事業者、 市、府及び防災関係機関が相互に連携して、 迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう連 携を図ってまいります。

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道・バス・タクシー等の運転士や係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。

働く者の安全・安心の確保のためにも、公共 交通の利用促進とともに、利用者側のマナーや モラルといった部分に対する理解促進を図るこ とから、事業者によるさまざまなキャンペーン 等の取り組みも進められているが、行政として 「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発 活動の強化等の対策を講じること。

また、警察や公共交通事業者と連携し駅構内 や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる 強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が 独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の 配置等)への費用補助等の支援措置を早急に検 計すること。 現在、所轄警察署等からの依頼により、広報紙・市ホームページ及び SNS 等を通じて治安対策・特殊詐欺等に関する啓発活動を行っております。

公共交通機関における防犯対策について も、所轄警察署等と緊密な連携を図り、犯罪 抑止に努めてまいります。

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政 サービス等が受けられるよう、地域の実態を調 査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を 含めた公共交通による移動手段の確立、移動販 売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な 対策を推進すること。

「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らし やすい地域づくりや、個性・活力ある地域の 振興を図る上で、公共交通は欠かせない存在 となっています。その一方で、近年の人口減 少の本格化や高齢者の運転免許の返納の増 加、バスやタクシーなど運転手不足の深刻化、 公共交通を運営していくための公的負担の増 加等により、公共交通の維持が年々厳しさを 増してきています。

本市では、こうした地域の暮らしと産業を 支える公共交通において、アンケート調査か ら課題やニーズを抽出し、本市にとって相応 しい持続可能な公共交通の在り方について、 交通事業者などと共に検討してまいります。

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政 サービス等が受けられるよう、地域の実態を調

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らし やすい地域づくりや、個性・活力ある地域の

査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を 含めた公共交通による移動手段の確立、移動販 売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な 対策を推進すること。

「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

振興を図る上で、公共交通は欠かせない存在 となっています。その一方で、近年の人口減 少の本格化や高齢者の運転免許の返納の増 加、バスやタクシーなど運転手不足の深刻化、 公共交通を運営していくための公的負担の増 加等により、公共交通の維持が年々厳しさを 増してきています。

本市では、こうした地域の暮らしと産業を 支える公共交通において、アンケート調査か ら課題やニーズを抽出し、本市にとって相応 しい持続可能な公共交通の在り方について、 交通事業者などと共に検討してまいります。

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業 体における専門性を有する人材の確保・育成、 技術継承および水道の基盤強化のための労働環 境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、 デメリットやリスクについても正しく地域住民 に説明すること。

加えて、民間事業者に水道施設運営権(コンセッション)を設定する場合であっても、当該 民間事業者の透明性を確保し、受益者である住 民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水 道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保 すること。 令和3年4月1日より、本市の水道事業は 大阪広域水道企業団へ承継されています。

本市としては、今後一部事務組合である企業団の構成団体の一員として、意見すべきことは意見してまいります。